

# 下仁田町地域防災計画

## 震災対策編

令和6年3月

下仁田町防災会議



## 震災対策編 目次

第1部	総則	
第1節	計画の目的	1
第2節	防災の基本理念	1
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第4節	町の概況	2
第5節	災害の想定	3
第2部	災害予防対策	
第1章	地震に強いまちづくり	5
第1節	地震に強いまちづくりの推進	5
第2節	建築物の安全化	6
第3節	ライフライン施設の機能確保	7
第4節	液状化対策	8
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	9
第1節	避難体制の整備	9
第2節	要配慮者対策	9
第3節	情報収集・通信手段の確保	9
第4節	職員の応急活動体制の整備	9
第5節	防災関係機関の連携体制の整備	9
第6節	防災中枢機能等の確保	9
第7節	救助・救急、医療及び消火活動体制整備	9
第8節	緊急輸送活動体制の整備	9
第9節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	9
第10節	二次災害の予防	10
第11節	防災訓練の実施	10
第3章	住民等の防災活動の促進	11
第1節	防災知識の普及・啓発	11
第2節	住民の防災活動の環境整備	11
第4章	その他の災害予防	12
第1節	孤立集落対策	12
第2節	帰宅困難者対策	12
第3節	災害廃棄物対策	12
第4節	罹災証明書の発行体制の整備	12
第3部	災害応急対策	
第1章	情報収集・連絡及び通信の確保	13
第1節	地震情報	13
第2節	災害情報の収集・連絡	14
第3節	通信手段の確保	14
第4節	広報・広聴活動	14
第2章	活動体制の確立	15
第1節	災害警戒本部・災害対策本部の設置	15
第2節	災害対策本部の組織	15
第3節	職員の非常参集	15
第4節	広域応援の要請等	16
第5節	自衛隊への災害派遣要請	16
第3章	救助・救急及び医療活動	17
第1節	救助・救急活動	17
第2節	医療活動	17

第4章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	18
第1節	交通の確保	18
第2節	緊急輸送	18
第5章	避難体制	19
第1節	避難活動	19
第2節	避難所の開設	20
第3節	応急仮設住宅等の提供	20
第4節	住宅の応急修理	20
第5節	障害物の除去	20
第6節	広域一時滞在	20
第7節	広域避難者の受入れ	20
第6章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動	21
第1節	飲料水の調達・供給活動	21
第2節	食料等の調達・供給活動	21
第3節	生活必需品等の調達・供給活動	21
第7章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	22
第1節	保健衛生活動	22
第2節	防疫活動	22
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	22
第8章	施設、設備の応急復旧活動	23
第1節	施設、設備の応急復旧	23
第2節	ライフライン施設の応急復旧	23
第9章	二次災害の防止活動	24
第1節	水害・土砂災害対策	24
第2節	建築物及び宅地の二次災害防止	24
第3節	危険物施設等の二次災害防止	25
第10章	自発的支援の受入れ	26
第1節	ボランティアの受入れ	26
第2節	義援物資・義援金の受入れ	26
第11章	その他の災害応急対策	27
第1節	災害警備	27
第2節	学校の災害応急対策	27
第3節	文化財の災害応急対策	27
第4節	動物愛護	27
第5節	災害救助法の適用	27
第4部	災害復旧・復興対策	
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	29
第2節	原状復旧	29
第3節	計画的復興の推進	29
第4節	被災者等の生活再建の支援	29
第5節	被災中小企業等の復興の支援	29
第6節	公共施設の復旧	29
第7節	激甚災害法の適用	29
第8節	復旧資金の確保	29

# 第 1 部 総則



## 第1節 計画の目的

---

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、下仁田町防災会議において策定し、町、町議会、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が相互に協力し、本町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

さらに、住民が自ら行う事項、地域における各種団体が行う事項及び大規模災害が発生した場合における被災自治体への支援体制や自治体間の広域応援体制の整備事項について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

## 第2節 防災の基本理念

---

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施にあたっては、町の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、町議会、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の機関と相互に密接な連携を図るものとする。併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、町議会、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

### 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

---

風水害等対策編 第1部第3節を準用する。

### 第4節 町の概況

---

風水害等対策編 第1部第4節を準用する。



3 被害

3つの想定地震のうち、太田断層による地震と片品川左岸断層による地震は、震度が3～4程度のため、被害はほとんど予測されなかった。

関東平野北西縁断層帯主部による地震は、町内の最大震度は6強と予測されており、死者は23人（冬5時）、負傷者は50人（冬5時）、避難者は172人（災害発生直後）、帰宅困難者は355人に上るとされている。

【関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）の予測被害量】

時期・時刻		冬・5時	夏・12時	冬・18時
風速		9m/s	7m/s	9m/s
人的被害	死者	23人	9人	13人
	建物被害	1人	1人	1人
	（うち屋内収容物の転倒等）	0人	0人	0人
	ブロック塀等の転倒	0人	0人	0人
	屋外落下物	0人	0人	0人
	土砂災害	22人	8人	12人
	火災	0人	0人	0人
	負傷者	50人	25人	32人
	建物被害	20人	12人	14人
	（うち屋内収容物の転倒等）	3人	2人	2人
	ブロック塀等の転倒	0人	1人	1人
	屋外落下物	0人	0人	0人
	土砂災害	27人	10人	15人
	火災	0人	0人	0人
	（うち重傷者）	15人	5人	9人
	建物被害	1人	0人	0人
	（うち屋内収容物等）	0人	0人	0人
	ブロック塀等の転倒	0人	0人	1人
屋外落下物	0人	0人	0人	
土砂災害	14人	5人	8人	
火災	0人	0人	0人	
建物被害	全壊		15棟	
	揺れ		15棟	
	液状化		0棟	
	半壊		267棟	
	揺れ		267棟	
	液状化		0棟	
	合計		283棟	
火災	出火件数		0件	
ライフライン被害	上水道（断水世帯数）		616世帯	
	下水道（被災人口）		0人	
	都市ガス（供給停止戸数）		0戸	
	LPガス（被害件数）		5件	
	電力（停電率）		0.5%	
	通信（不通回線数）		1回線	
避難者数（災害発生直後）			172人	
	（うち乳幼児）		5人	
	（うち高齢者）		69人	
帰宅困難者数			355人	
震災廃棄物			4.5万t	

※「群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）」をもとに作成した。小数点以下第1位は四捨五入している。

## 第2部 災害予防対策



## 第1章 地震に強いまちづくり

### 第1節 地震に強いまちづくりの推進

#### ■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 地震に強いまちづくりの推進	企画課（地域創生係）	
2 密集市街地の整備		県
3 道路等の整備	建設水道課（建設係、管理係）	道路管理者

#### 1 地震に強いまちづくりの推進

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める際に、住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置付けるよう努める。

また、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設を整備する等、防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努める。

#### 2 密集市街地の整備

県及び町は、市街地の再開発を促進するため、都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める。

#### 3 道路等の整備

##### (1) 道路整備

町は、各住戸から避難場所へ至る全ての道路を避難路として位置付け、災害対策に活用するために町道及び農林道の整備及び維持管理を適切に行う。

また、町と町外自治体とを結ぶ県道及び国道の計画的な整備改良の促進を図る。

##### (2) 橋梁の整備

町は、「下仁田町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期的な点検、補修を行い、道路交通の安全性を確保する。

##### (3) トンネルの整備

町は、管理するトンネルの長寿命化を図るため、「下仁田町トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検による状態把握及び計画的補修の実施により、道路ネットワークを確保する。

## 第2節 建築物の安全化

### ■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 建築物の耐震性の確保	建設水道課（管理係）	県
2 公共施設の安全性の確保	総務課（行政係）、各施設を所管する課	県、建築物の所有者
3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進		
4 文化財の保護	教育課（文化財保護係）	

#### 1 建築物の耐震性の確保

町は、「下仁田町耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%を目標に耐震化を促進する。

##### (1) 住宅の耐震化

町は、ホームページ等により耐震化の知識の普及啓発を図るほか、木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修補助事業等の支援により耐震化を支援する。

##### (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化

町は、ホームページ等により耐震化の知識の普及啓発を図るほか、耐震診断及び耐震改修に対する補助金等の支援策の活用を促進して、耐震診断義務付け対象建築物、病院、福祉施設等の耐震改修、建替え等を支援する。

##### (3) 避難路沿道建物の耐震化

県及び町は、県が指定する緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道の建築物所有者が耐震診断を行うよう周知を図る。

また、町は、ブロック塀の倒壊の危険性を周知するとともに、正しい施工技術及び補強方法の普及徹底、必要に応じた改善指導等を行う。

#### 2 公共施設の安全性の確保

町の公共施設の耐震化率は、100%となっており、耐震性を確保している。

今後は、天井材等の脱落防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を進める。

また、「下仁田公共施設等総合管理計画」「個別施設計画」に基づき、施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。

#### 3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

町、県及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

#### 4 文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

### 第3節 ライフライン施設の機能確保

#### ■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 ライフライン施設の機能確保	総務課（行政係、情報管理係、地域安全係）	県、ライフライン事業者
2 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策	建設水道課（建設係）、農林課（林業係）	県、電気事業者等
3 水道施設の整備	建設水道課（水道係、庶務係）	

#### 1 ライフライン施設の機能確保

町、県及びライフライン事業者は、各種技術基準による設備の設置又は改修、代替性の確保、非常電源等の確保、コンピュータシステム及びデータのバックアップ対策、防災体制の整備、応急復旧用資機材の整備等により、災害に強いライフライン機能を確保する。

また、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、知識の普及に努める。

#### 2 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全及び災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努める。

なお、事前伐採等の実施にあたっては、町との協力を努める。

#### 3 水道施設の整備

町は、災害時に水道機能を確保するため、水道施設について、計画的な施設整備及び老朽化施設の改善に努める。

## 第4節 液状化対策

### ■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 公共施設等における液状化被害の防止	総務課（行政係）、各施設を所管する課	施設管理者
2 液状化対策の知識の普及	総務課（地域安全係）	県

#### 1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、宿泊施設等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置にあたっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。

#### 2 液状化対策の知識の普及

町及び県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民への液状化対策の知識の普及を図る。

---

## 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

---

### 第1節 避難体制の整備

---

風水害等対策編 第2部第2章第1節を準用する。

### 第2節 要配慮者対策

---

風水害等対策編 第2部第2章第2節を準用する。

### 第3節 情報収集・通信手段の確保

---

風水害等対策編 第2部第2章第4節を準用する。

### 第4節 職員の応急活動体制の整備

---

風水害等対策編 第2部第2章第5節を準用する。

### 第5節 防災関係機関の連携体制の整備

---

風水害等対策編 第2部第2章第6節を準用する。

### 第6節 防災中枢機能等の確保

---

風水害等対策編 第2部第2章第7節を準用する。

### 第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制整備

---

風水害等対策編 第2部第2章第8節を準用する。

### 第8節 緊急輸送活動体制の整備

---

風水害等対策編 第2部第2章第9節を準用する。

### 第9節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

---

風水害等対策編 第2部第2章第10節を準用する。

## 第10節 二次災害の予防

---

### ■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の確保	建設水道課（建設係、管理係）	
2 危険物等による被害の防止	総務課（行政係）、各施設を所管する課	施設管理者

#### 1 被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の確保

町は、地震後の建物倒壊、宅地の被害拡大等による二次災害を軽減するため、群馬県被災建築物応急危険度判定講習会等に職員を参加させ、判定士の養成に努める。

また、（一社）群馬県建築士会富岡支部等の関係団体との連携を構築する。

#### 2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物等を取扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう災害予防計画を策定するとともに、防災訓練を行う。

## 第11節 防災訓練の実施

---

風水害等対策編 第2部第2章第11節を準用する。

## 第3章 住民等の防災活動の促進

---

### 第1節 防災知識の普及・啓発

---

風水害等対策編 第2部第3章第1節を準用する。

### 第2節 住民の防災活動の環境整備

---

風水害等対策編 第2部第3章第2節を準用する。

## 第4章 その他の災害予防

---

### 第1節 孤立集落対策

---

風水害等対策編 第2部第4章第1節を準用する。

### 第2節 帰宅困難者対策

---

風水害等対策編 第2部第4章第2節を準用する。

### 第3節 災害廃棄物対策

---

風水害等対策編 第2部第4章第3節を準用する。

### 第4節 罹災証明書の発行体制の整備

---

風水害等対策編 第2部第4章第4節を準用する。

## 第 3 部 災害応急対策



## 第1章 情報収集・連絡及び通信の確保

### 第1節 地震情報

#### ■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 地震情報の収集	総務課（地域安全係）	気象庁、前橋地方気象台
2 地震情報の伝達		

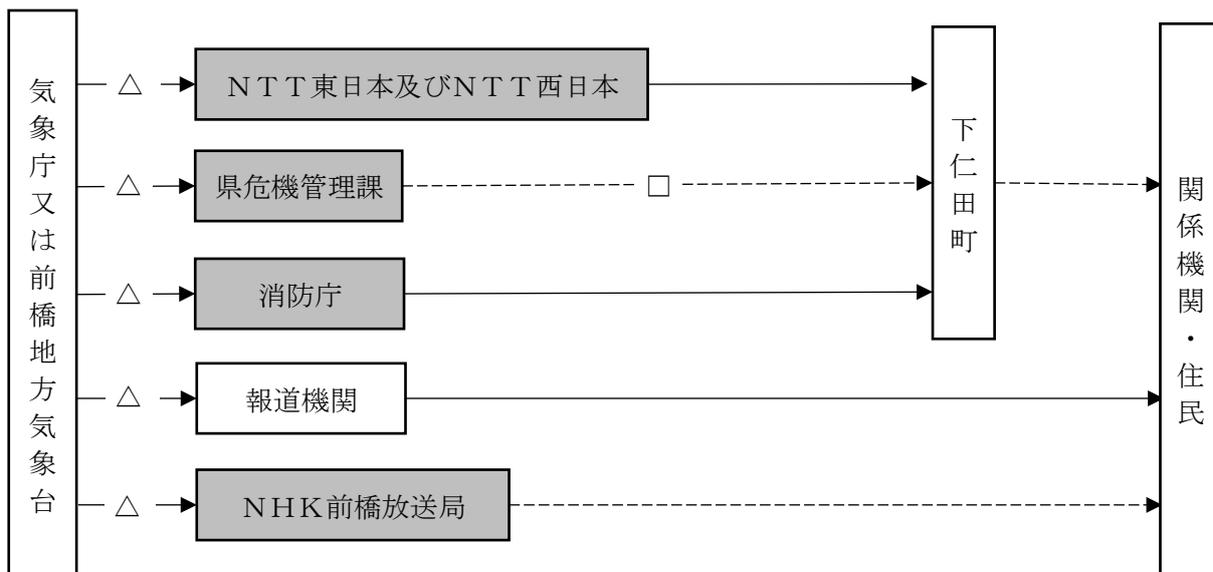
#### 1 地震情報の収集

町は、防災情報通信ネットワーク等を通じて、気象庁及び前橋地方気象台が発表する地震情報を速やかに確認する。

地震情報等は、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合、地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

地震情報の伝達経路は、次のとおりである。



※各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される  
(凡例)

■ : 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

-----▶ : 気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ : 専用回線

□ : 県防災情報通信ネットワーク

## 2 地震情報の伝達

町は、住民等に必要な地震情報等を防災行政無線、しもにたインフォメール及びLINE等SNSを利用し伝達する。

### 第2節 災害情報の収集・連絡

風水害等対策編 第3部第1章第2節を準用する。

### 第3節 通信手段の確保

風水害等対策編 第3部第1章第3節を準用する。

### 第4節 広報・広聴活動

風水害等対策編 第3部第1章第4節を準用する。

## 第2章 活動体制の確立

### 第1節 災害警戒本部・災害対策本部の設置

風水害等対策編 第3部第2章第1節を準用する。

### 第2節 災害対策本部の組織

風水害等対策編 第3部第2章第2節を準用する。

### 第3節 職員の非常参集

#### 1 配備体制

配備体制は、次のとおりである。

配備体制	配備基準	内容	配備要員
警戒配備	・町内で震度4の地震が発生したとき。	情報収集を行う。	・各課長等 ・総務課 ・建設水道課 ・農林課
第一配備 (災害警戒本部)	・町内で震度5弱の地震が発生したとき。 ・町長が必要と認めたとき。	情報収集、施設を所管する課が点検等を行う。	・全職員
第二配備 (災害対策本部)	・町内で震度5強の地震が発生したとき。 ・小規模な被害が発生したとき。 ・町長が必要と認めたとき。	災害対策本部に準じ対策を実施する。	・全職員
第三配備 (災害対策本部)	・町内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・町長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、全庁で災害対策を実施する体制	・全職員

#### 2 職員への参集連絡

##### (1) 勤務時間内

勤務時間内は、総務課長が庁内放送、電話等により各課長等に連絡する。伝達を受けた課長等は、必要に応じて課員の参集を指示する。

##### (2) 勤務時間外

勤務時間外は、宿・日直者が電話等により総務課長及び地域安全係長に連絡する。

連絡を受けた総務課長は、各課長等に連絡する。伝達を受けた課長等は、必要に応じて課員の参集を指示する。

#### 3 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

#### 第4節 広域応援の要請等

---

風水害等対策編 第3部第2章第4節を準用する。

#### 第5節 自衛隊への災害派遣要請

---

風水害等対策編 第3部第2章第5節を準用する。

## 第3章 救助・救急及び医療活動

---

### 第1節 救助・救急活動

---

風水害等対策編 第3部第4章第1節を準用する。

### 第2節 医療活動

---

風水害等対策編 第3部第4章第2節を準用する。

## 第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

---

### 第1節 交通の確保

---

風水害等対策編 第3部第5章第1節を準用する。

### 第2節 緊急輸送

---

風水害等対策編 第3部第5章第2節を準用する。

## 第5章 避難体制

### 第1節 避難活動

#### ■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 避難の基本行動	総務課（地域安全係）	県、富岡甘楽広域消防本部、下仁田消防署、前橋地方気象台
2 避難指示等		

#### 1 避難の基本行動

##### (1) 避難の基本行動

- ア 地震直後は、地域の安全、避難行動要支援者の安否等を確認する。
- イ 地域に危険がない場合は、耐震性の確保された自宅等で生活を継続する。
- ウ 自宅等の被害、延焼火災、がけ崩れ等の危険がある場合は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導、避難支援を行い、避難場所に避難する。
- エ 延焼火災、がけ崩れ等の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。
- オ 自宅が被災し居住不可能な場合は、指定した避難所で生活する。

##### (2) 避難先

避難先は、町が指定した避難場所のほか、住民自身が確保した安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等とする。

#### ■地震発生直後

地域の安全・避難行動要支援者の安否確認

■地域の危険なし → 自宅等で生活継続

#### ■自宅の被災・延焼火災等

一時避難 → 避難場所

■地域の危険解消 → 自宅等で生活継続

#### ■自宅での居住不可

避難生活※ → 避難場所

福祉避難所

■避難所で生活困難な要配慮者

※安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等での避難、在宅避難を含む。

#### 【避難の流れ】

#### 2 避難指示等

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

#### 【避難指示等の基準（目安）】

## 第3部 災害応急対策

### 第5章 避難体制

- ア 火災が発生し、延焼の危険性があるとき。
- イ 余震により、建物及び塀の倒壊、宅地の被害拡大のおそれがあるとき。
- ウ 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、被害のおそれがあるとき。
- エ がけ崩れが発生、又は発生するおそれがあるとき。

以下、風水害等対策編 第3部第6章第1節を準用する。

---

#### 第2節 避難所の開設

---

風水害等対策編 第3部第6章第3節を準用する。

---

#### 第3節 応急仮設住宅等の提供

---

風水害等対策編 第3部第6章第4節を準用する。

---

#### 第4節 住宅の応急修理

---

風水害等対策編 第3部第6章第5節を準用する。

---

#### 第5節 障害物の除去

---

風水害等対策編 第3部第6章第6節を準用する。

---

#### 第6節 広域一時滞在

---

風水害等対策編 第3部第6章第7節を準用する。

---

#### 第7節 広域避難者の受入れ

---

風水害等対策編 第3部第6章第8節を準用する。

---

## 第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

---

### 第1節 飲料水の調達・供給活動

---

風水害等対策編 第3部第7章第1節を準用する。

### 第2節 食料等の調達・供給活動

---

風水害等対策編 第3部第7章第2節を準用する。

### 第3節 生活必需品等の調達・供給活動

---

風水害等対策編 第3部第7章第3節を準用する。

## 第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

---

### 第1節 保健衛生活動

---

風水害等対策編 第3部第8章第1節を準用する。

### 第2節 防疫活動

---

風水害等対策編 第3部第8章第2節を準用する。

### 第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置

---

風水害等対策編 第3部第8章第3節を準用する。

---

## 第8章 施設、設備の応急復旧活動

---

### 第1節 施設、設備の応急復旧

---

風水害等対策編 第3部第9章第1節を準用する。

### 第2節 ライフライン施設の応急復旧

---

風水害等対策編 第3部第9章第2節を準用する。

## 第9章 二次災害の防止活動

### 第1節 水害・土砂災害対策

河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、余震又は降雨等による二次的な水害・土砂災害等に備え、危険箇所の点検を行う。

点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関及び住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備等を行う。

また、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

### 第2節 建築物及び宅地の二次災害防止

#### ■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
1 被災建築物の危険度判定	建設水道課（建設係、管理係）	
2 被災宅地の危険度判定		
3 空家の二次災害対策		

#### 1 被災建築物の危険度判定

町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、応急危険度判定を実施する。

##### (1) 判定実施体制の整備

町は、役場に被災建築物危険度判定実施本部を設置し、危険度判定士、資機材等を確保する。町で確保が困難な場合は、県、関係団体等に応援を要請する。

##### (2) 判定調査

町は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき、危険度の判定・表示を行う。

判定士は、被災建築物の被害状況を調査し、その結果を「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにて建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、通行者等に周知を図る。

#### 2 被災宅地の危険度判定

町は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を軽減・防止するために危険度判定を実施する。

##### (1) 判定実施体制の整備

町は、役場に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定士、資機材を確保する。

町で確保が困難な場合は、県、関係団体等に応援を要請する。

##### (2) 判定調査

町は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき、危険度の判定・表示を行う。

判定士は、宅地の危険度判定を実施し、結果を「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーにて宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の所有者、通行者等に周知を図る。

### （3）避難対策

町は、降雨等により宅地の変状が拡大するおそれのある場合、危険区域への避難指示、立入禁止等の措置をとる。

## 3 空家の二次災害対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当と情報を共有する。

## 第3節 危険物施設等の二次災害防止

---

危険物施設等の管理者は、火災、爆発、有害物質の漏出による二次災害を防止するため、施設の点検を行う。火災、爆発等のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防本部、警察署等に連絡する。

町は、二次災害の状況を把握し、危険区域への避難指示等の対策を行う。

## 第10章 自発的支援の受入れ

---

### 第1節 ボランティアの受入れ

---

風水害等対策編 第3部第10章第1節を準用する。

### 第2節 義援金の受入れ

---

風水害等対策編 第3部第10章第2節を準用する。

---

## 第11章 その他の災害応急対策

---

### 第1節 災害警備

---

風水害等対策編 第3部第11章第1節を準用する。

### 第2節 学校の災害応急対策

---

風水害等対策編 第3部第11章第3節を準用する。

### 第3節 文化財施設の災害応急対策

---

風水害等対策編 第3部第11章第4節を準用する。

### 第4節 動物愛護

---

風水害等対策編 第3部第11章第5節を準用する。

### 第5節 災害救助法の適用

---

風水害等対策編 第3部第11章第6節を準用する。



## 第4部 災害復旧・復興対策



## 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

---

風水害等対策編 第4部第1節を準用する。

## 第2節 原状復旧

---

風水害等対策編 第4部第2節を準用する。

## 第3節 計画的復興の推進

---

風水害等対策編 第4部第3節を準用する。

## 第4節 被災者等の生活再建の支援

---

風水害等対策編 第4部第4節を準用する。

## 第5節 被災中小企業等の復興の支援

---

風水害等対策編 第4部第5節を準用する。

## 第6節 公共施設の復旧

---

風水害等対策編 第4部第6節を準用する。

## 第7節 激甚災害法の適用

---

風水害等対策編 第4部第7節を準用する。

## 第8節 復旧資金の確保

---

風水害等対策編 第4部第8節を準用する。

下仁田町地域防災計画

震災対策編

令和6年3月

編集発行 下仁田町防災会議

事務局 下仁田町総務課

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682

TEL 0274-82-2111

FAX 0274-82-5766